

議案第255号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
C第310号線	78 05	5 00	さいたま市桜区西堀六丁目1015番1地先	さいたま市桜区西堀六丁目1028番10地先	
J第498号線	64 98	4 50	さいたま市緑区大字三室字西宿1231番3地先	さいたま市緑区大字三室字西宿1234番1地先	
L第1376号線	49 68	4 00	さいたま市浦和区木崎五丁目354番17地先	さいたま市浦和区木崎五丁目354番21地先	
22608号線	55 21	4 20	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎1043番25地先	さいたま市見沼区大字南中丸字山崎1043番22地先	
22609号線	119 95	4 00 ～ 6 00	さいたま市見沼区大字中川字諏訪863番20地先	さいたま市見沼区大字中川字諏訪863番22地先	
32970号線	93 26	5 08 ～ 7 95	さいたま市西区大字清河寺字天山705番1地先	さいたま市西区大字清河寺字天山664番1地先	
41715号線	103 44	5 00	さいたま市西区大字島根字前728番1地先	さいたま市西区大字島根字前728番1地先	
2775号線	51 91	4 00	さいたま市岩槻区西原4095番1地先	さいたま市岩槻区西原4095番8地先	